

第四十三回国会 参議院石炭対策特別委員会会議録第九号

昭和三十八年五月二十九日(水曜日)

午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 堀 末治君

委員 飯木 亨弘君

大矢 正君

大竹平八郎君

鹿島 俊雄君

川上 為治君

岸田 幸雄君

高野 一夫君

松野 孝一君

武藤 常介君

阿具根 登君

大河原 次君

森 元治郎君

二宮 文造君

福川 一君

通商産業大臣

通商産業 上林 忠次君

政務次官 中野 正一君

通商産業省 石炭局長 八谷 芳裕君

通商産業省 山保安局長 増本 甲吉君

通商産業省 炭局長 小田橋貞壽君

通商産業省 炭局鑑定課長 矢野俊比古君

本日の会議に付した案件

○当面の石炭対策樹立に関する調査

(大浜炭鉱の出水災害に関する件)

○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案

(内閣提出、衆議院送付)

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堀末治君) たいだいまから石

炭対策特別委員会を開会いたします。

最初に、当面の石炭対策樹立に関する調査の一環として、大浜炭鉱の出水災害に関する件を議題といたします。

本件の概況について説明を聞くことといたします。通産当局から御説明を願います。

○政府委員(八谷芳裕君) 去る七日に発生いたしました大浜炭鉱の出水災害について御報告を申し上げますが、報告に移ります前に、監督責任者として、かかるといふ重大災害を起したことを、心から深くおわび申し上げます。

まず、大浜炭鉱の出水災害でございますが、お手元に図面をお届けいたしておりますので、非常におわかりになりかと思っておりますが、これをごらんになりつつお聞き取り願いたいと思っております。

初めに、この炭鉱の概況でございますが、所在地は、山口県の小野田市で、宇部市の隣でございます。鉱業権者は大浜炭鉱株式会社、この炭鉱は、図面にも見られますように、坑口付近を除きまして、すべて海底下にありまして、いわゆる海底炭鉱でございます。

鉱山労働者は、直轄夫が六百七十七人、請負夫が二百六十四人、合計九百四十人四月末現在でおったわけでございます。出炭は、昭和三十七年度で十六万二千トン、産率は十九・五トンの月産率でございます。発熱量は四千六百五十キロワットでございます。埋蔵量は、会社の調べでは二千九百万トンと称しておりますが、そういうふうには、今後また大いに期待されている炭鉱であつたわけでございます。中小炭鉱といつても右翼に属する炭鉱ではないかと、かように考えるわけでございます。

災害の概況でございますが、災害を発生いたしましたのは、先ほど申しましたように、今からちょうど三週間前になりました。五月の七日の九時三十分ごろでございます。災害は出水によるものでございまして、出水個所は坑口より二千八百メートルの位置にありまして左一坑道、右七片小坑と称する場所でございます。ちょっと図面をごらんになっていただきたいと思います。

この坑口、これは陸上でございますが、この坑口から本線斜坑というのをおりて参りまして、それから中央幹線というところを通りまして、途中で大通というのがございます。左大通のずっと延長した先に掛けるしをつけて出水個所と、こういう所があるわけでございますが、この出水個所がただいま申しました小さな坑道になっておりまして、ここから出たわけでございまして、この坑道は、この探炭場の状況を申し上げますと、災害の前々日の

五月の五日でございますが、この五日の一番方よりここは探炭を始めたばかりでございます。掘削の長さが二十一メートルという小さな探炭場でございます。いわゆる小坑と称しておたわけでございまして、この掘削は図面ではつきり見にくいのでございまして、この左大通をずっと先に行きました所が右七片坑道と申しておりますが、この右七片坑道は、ここは岩石坑道でございます。炭鉱でいわゆる下盤坑道と申しているやつでございます。この下盤坑道から五十五度の傾斜で、水平距離二十メートル上りましてこの出水個所になります。炭層に着炭いたしまして、その所に探炭場が設けられておる。掘りました石炭は、その縦坑を通りましてこの下盤坑道へ流し込まれる。いわゆるこの縦坑と申しますのはシュートと申しておりますやつでございます。ここに書いてあります坑道はいずれも炭石坑道でございます。この岩石坑道の上に炭層が乗つておる。こういう状態になるわけでございまして、この探炭場は、先ほど申しましたように、五日より探炭を開始したのでございまして、探炭場におきます重圧が非常に大きかった。そうして探炭作業が非常に困難になってきました。やさき、たまたま災害前日の五月六日の一番方でございますが、この探炭場内に小さな崩落がございまして、そこから一分間に三、四立方メートル程度の水が出るようになってきました。また重圧もだんだんひどくなつてくるような状態になったわけでございまして、

で、五月の六日、災害前日の六日の一番方でございますが、夜中の三番方で、保安管理者とも協議の上、この探炭を中止して、機材を撤収してしまふということになりました。災害が起きた五月七日の一番方では、この機材の撤収にかかつていたわけでございまして、ちょうどその機材の撤収にかかつておりました五月七日の九時十分ごろになりました。先ほど申し上げましたような出水個所より泥土を伴いました水が急激に増加した模様でございます。これが探炭場の下に設けられておりました。先ほど申しましたいわゆる下盤坑道でございまして、この下盤坑道の右七片坑道に、シュート口を通つて落ちてきたわけでございまして、この下盤坑道の掘進作業に従事しておりました九名、これは図面で三人、三人、三人と書いてありますが、この掘進作業に従事しておりました九人と、それから、小坑の掘進作業に従事しておりました二名と、それから、もうあと四名、罹災したわけでございまして、これははずと手前のほうに、横に左一坑道というの書いてあります。この左一坑道のところに、右五片、右六片という坑道が延びておるわけでございまして、この右六片の私の、やっぱりこれも撤収にかかつておたわけでございまして、その四名、計十五名が罹災したわけでございまして、なお、この当時にはこの付近に三十八名働いておたわけでございまして、その大部分は、一昇、二昇と書いてございましてこの方面に集中してお

たわけでございます。しかし、これは幸い発見者の急報によりまして、係員の誘導よろしきを得まして、十五名を除きます三十八名は無事に脱出をいたしましたわけでございます。

この災害の原因でございますが、災害の原因につきましては、目下全力をあげまして被災者の救出作業に努めておる段階でございますけれども、また、今後の精密な調査を待たなければ断定することのできない部分も若干ございませうけれども、現段階におきまして調査をいたしてみますと、まず第一点といたしましては、出水したものは海水ではないということが第一点でございます。これは炭層の上部にあります非常によわらかな地層に水が含まれておるわけでございますが、この水が、重圧によって生じた崩落箇所を通じて、泥土を伴って出てきたのではないかと、かように推定している次第でございます。

それから、罹災者の救出作業の状況でございますが、災害後の罹災者の救出作業は、大浜炭鉱の労使だけでなく、隣接鉱、特に最近やめました木山炭鉱等より機材を応援いたしました。五月十八日までに百九十メートル取り明けを完了したわけでございます。これはこの図面で、左大通というところを先ほど御説明いたしましたので、防水ダムがございまして、この防水ダムは一時間閉鎖したわけでございます。この防水ダムを取り明けて、まず右六片の撤収にかかっております四人のほうに早くつくつとということで、防水ダムを突破して取り明けを開始したこと、もう一つつと左から回り込んでおります一卸というところに防水ダムがござ

いませうが、この防水ダムの五十メートル上まで水がきたわけでございますが、この水を排水し、一卸から左一坑道のほうに取り明けにかかっていったわけでございます。そうして十八日までに延べ十九メートル、これは被災者を出すための要取り明け坑道の約二割に当たるわけでございますが、その取り明けを続けていったわけでございます。しかし、この間も泥水と、それから坑道の崩落、あるいは炭酸ガス等によりまして、作業は非常に難渋をきわめたわけでございます。ところが、五月十八日の午後になりました、作業中の坑道の肩部にございませうシートの口より泥水が流出して参ったというところと、それから、この図面で一卸と書いてある方向から水がまた出てきたというふうな騒ぎがございまして、この事態につきましては、検討すればそれぞれの原因のあることとございませうけれども、そういう二回にわたりますけれども、この作業員が非常ベルを鳴らして避難を行なうというふうなできごとがありまして、作業員の作業に対する不安感と申しますか、こういう不安感を強めまして、就業を拒否するというふうな事態も発生したりいたしました。作業が停頓して参ったわけでございます。そこで、一日も早く行きつくつとということで、私も現場で指導監督をやっておりまして、何らかの形でこれを打開するということと、さらに、作業のより安全を期するというところから、現地の監督機関、それから、宇部地方のこういう面に対する学識経験者とも協議をいたしましたので、十分な検討を遂げまして、まん中の左大通の防水ダム、この

手前のほうから、岩石坑道を取り明けないで、別に岩石坑道を掘っていく、こういう計画に切りかえたわけでございます。これは防水ダムの手前のほうから右六片と書いてございませう。ここへ、この途中に、直接岩盤、水平坑道、一部分斜坑になりませうけれども、百三十メートル切ると右六片に着くわけでございます。右六片の奥のほうはそれほど泥は流れ込んでいないのじやないかと、そういうふうなことで、その辺に着ければ案外早くいくのじやないか、こういう考え方から岩石坑道を掘る、こういうふうな面に切りかえたわけでございます。これは炭鉱側でも私もこの指示にたえることができて、五月二十二日からこの作業に着手いたしております。二十七日現在で約十八メートル余岩石坑道を掘進いたしておりますわけでございます。先ほど申しますように、百三十メートル掘進するということになりますと、この途中にも若干シート口があったり、あるいは右六片の坑道に着ける際いろいろ注意も、また、ある時期には待避するといふような時期も起こるかと思っております。一応当初は二十日と考えておりましたが、今の状況では、あるいは二十日か延びて一月近くかかるのじやないかという見通しを立てておられるわけでございます。しかし、この新しい坑道を掘進いたしましたも、まずこの四人の被災者を探し出すということが一つ残っております。そのあとで、九人と二人の被災した場所はどうやって届くか、この裏側から回っていくか、あるいは表のほうから伝わっていくかという、こういう検討が残っておりますわけでございますが、この検討は、この詰ま

りました泥を取り明けていった場合に、均衡が破れて、再び流出が起るかどうかということをよく見きわめた上でないと決定できないのじやないかと考えておられて、まず第一段階としては、右六片に早く着く、こういうことを考えておられるわけでございます。次に、この種の災害の防止対策でございますが、今回の災害は、ただいま申しましたように、含水層から多量の水と泥が一度に排出して起きた災害と考えられるわけでございますけれども、今まで宇部地方には、御承知のように、東見初炭鉱の二百三十五人の死亡者、長生炭鉱の百八十三人と、こういう大きな災害を含めまして十六件、こういう災害が起きておられるわけでございますけれども、こういう含水層からの出水というのは、出水によりまして災害事故はいろいろあつたわけでございますけれども、死亡者を伴うような災害というものは今までなかつたわけでございます。これは従来ほとんど海水とつながりまして、一度に海水が押し寄せてくるというふうな災害であつたわけでございます。こういうふうな含水層からの被害がなかつたということは、一般にこの種の出水というのは、単位時間当りの水量が比較的少ない、そして作業員が待避する程度の時間的余裕が残されていたというのが過去の経験でございます。そうしまして、この防水ダムを閉じまして、いわゆるパネル・システムと申しますが、区画探炭をやっておりますので、どうしても取り明けできないと認定されれば、それを放棄して次に移っていく、こういうふうな区画探炭をやっているというふうなことから、過去におきましては逃げ

る時間があつたということに基因いたしまして、含水層による災害というのはなかつたわけでございます。しかし、ここでこういう災害が起きました状態からいろいろ判定いたしますと、私どもは現段階において三つ対策を考え、また、検討をしておるわけでございますけれども、一つは、含水層区域の探炭区画を定めることとございませう。これには地質調査を精密に行ないまして、含水層の位置と、含水層と含水層の岩盤の状態を確認して、どこにやわらかい層があるかというふうなことをはっきり確認する。そうしまして、必要に応じて、ある基準以下のところは採掘をさせないというふうな採掘制限の区域を設けるということが一つの基本的な考え方になるのじやないかということが第一点でございます。

それから、緊急避難体制の強化でございます。まず、退避時間ということが非常に重要でございます。ここで水が出まして、澄んだ水の場合は亀裂だけでございまして、従来も再三出てきているわけでございます。それから、澄んだ水から、ある濁りを持ち始め、ここに退避のポイントがあるわけでございます。そういうことが起きないよう基本的には探掘計画を立てていくとともに、また、そういう事態になりましては、退避時間を確定しておいて、一斉に退避を始めるというところ、それから、そのための警報施設の整備をはかる。それから、退避訓練を常時行ないまして、習慣的に退避が行なわれるし、また、一方所の退避が他のところに伝わっていくように、混乱期におきましても、習慣的に他に退避

なことから、過去におきましては逃げ

る時間があつたということに基因いたしまして、含水層による災害というのはなかつたわけでございます。しかし、ここでこういう災害が起きました状態からいろいろ判定いたしますと、私どもは現段階において三つ対策を考え、また、検討をしておるわけでございますけれども、一つは、含水層区域の探炭区画を定めることとございませう。これには地質調査を精密に行ないまして、含水層の位置と、含水層と含水層の岩盤の状態を確認して、どこにやわらかい層があるかというふうなことをはっきり確認する。そうしまして、必要に応じて、ある基準以下のところは採掘をさせないというふうな採掘制限の区域を設けるということが一つの基本的な考え方になるのじやないかということが第一点でございます。

それから、緊急避難体制の強化でございます。まず、退避時間ということが非常に重要でございます。ここで水が出まして、澄んだ水の場合は亀裂だけでございまして、従来も再三出てきているわけでございます。それから、澄んだ水から、ある濁りを持ち始め、ここに退避のポイントがあるわけでございます。そういうことが起きないよう基本的には探掘計画を立てていくとともに、また、そういう事態になりましては、退避時間を確定しておいて、一斉に退避を始めるというところ、それから、そのための警報施設の整備をはかる。それから、退避訓練を常時行ないまして、習慣的に退避が行なわれるし、また、一方所の退避が他のところに伝わっていくように、混乱期におきましても、習慣的に他に退避

なことから、過去におきましては逃げ

を促すような警報を發するといふような退避訓練の徹底が望ましいのじやないか。それから、また、起きた災害に對しましては、救急器材を整備いたしましたして、一刻も早く取り明けて移っていく、こういう点があげられるわけでございます。これにつきまして、は早急に結論を出しまして、いろいろな基準その他も定めて参りたいと思っております。

なお、水害のあつた部内では、約七割程度の出炭が行なわれておつたわけでございます。これが宇部でいう、いわゆる五段層と申しまして、この付近で七甲と申しておりましたが、同じ炭層でございます。この炭層の上層の三層層をすつと手前のほうで掘つておる区域があるわけでございます。それで、本日の一方向からこの上層の区域に労働者の一部を向けて採炭をやつていく。それから、ただいま申しました岩盤抗道の掘進等の作業に全力をおく、こういう二方面作戦で本日から進むようになりまして、まだ出炭報告等はございませぬけれども、現地からの報告によりまして、本日の一方向からこういう状態に入つておる、かように考へておるわけでございます。

以上で御報告を終わります。

○委員長(堀末治君) 本件に関する質疑がございしますれば、御発言を願ひます。

○阿具根登君 ちよつと質問しますが、従業員は何名でしたかね、先ほど聞き漏らしたのですが。

○政府委員(八谷芳裕君) 従業員は、四月末で九百四十名でございます。職員を除きまして。

○阿具根登君 石炭局長にお尋ねいたしますが、九百四十名といへば、これは中小炭鉱ではそう小さいほうじやないと思つたのです。九百四十名のうち二百六十名の請負夫が、これが実態であるならば、こういうことが許されるかどうか。

それから、一九・五トンの個人能率だと、今日これほど合理化が進んで参りまして、四千六百カロリーの石炭を一九・五トン出して採算がとれるかどうか。とれるとするならば、この従業員の給与形態はどうなつてゐるか、どのくらいの給与をもらつてゐるか。この炭鉱は、合理化で買ひ上げる炭鉱の指定になつておらないはずなんです。そういういたしますと、調査団が出したあの三十数トンにははるかにほど遠い。しかも、こういう中小炭鉱に相当な労働強化がやられておる。しかも、三分の一近い請負夫が、おられる。こういうことになつて参りますと、保安設備その他も非常に危険な状態にあるのではないか、原因は幾多あるかと思つたのです。しかし、現実問題として、ただいま聞いた問題だけで私どもが頭に浮かびますのは、そういう点でございますが、一体、石炭局長として、こういう炭鉱が、この種の状態でいいのかわるか。また、この炭鉱は、この災害のあつたあとに希望退職を募集してあります。しかも、先ほどの報告にもございましたが、従業員の中にも多過ぎるというところで、これを拒否されておる現実もございします。そういう点についてどうお考えになるのか。

それから、保安局長にお尋ねいたしますが、この種水害でいわれるように、これは海水じやなかつたということになれば非常に少ないのですが、今まであつたものは海水か、川の水か、あるいは古洞の水で、こういう災害が起きておるわけですか。古洞の水でもなかつた、海水でもなかつた。川の水でもなかつた。それに、こういう図面だから、はつきりわかりませんが、二つのダムを開閉しなければならぬほど急激に泥と水が押し流されてきたというような状態が今日まであつたかどうか。

それから、もう一つは、十数名の人がここにいかつておりました、しかも、坑道を掘つていくとしても、百数十メートルの岩盤層を掘るとおっしゃるから、相当な日数もかかつてくる。そうしますと、東中鶴でしたか、十八名、上清二十八名でしたか、この人たちが現在まだ死体も坑外に上がらずに、採鉱中止のやむなきに至つておる、こういう実態から考へてくる場合に、もう相当な日数もたつておるから、この十数名の方々が生かされておるといふことは、なかなか奇跡でもない限り、考へられない。こういう実態から考へてみます場合に、再びこの死体を地下に放置したまま、炭鉱が別な道を歩く、ほかの層を掘るか、あるいは先ほど私質問しましたように、合理化が進んで、ある炭鉱では現在の能率の三倍に上がるというようなことまでいつておるときに、当然先細りになつて、死体も坑外に上げ得ない状態になりはしないか。こういう点の御説明を願ひます。

○政府委員(中野正一君) 今度災害のありました大浜炭鉱は、先ほど保安局長も御説明いたしました、宇部小野田地方におきます中小炭鉱のうちでは、比較的健全な経営をやつておりましたし、また、鉱量も十年以上あるといふような状況で、海底炭鉱ではあります。能率は大体二十トン程度であります。最近少し情勢が悪くなつたように考へておりますが、比較的恵まれた条件に於いて、調査団当時も大浜炭鉱は、將來増強維持の中に入るのじやないかと、大体この宇部、小野田地区は、相当最近閉山が行なわれまして、ほとんど炭鉱がなくなつておるので、これは何とかやつていける炭鉱であり、したがって、今後の合理化にはいかという考へを持って、会社も、そういう計画を持つておつたわけですが、この津布田地区がだんだんと終掘に近づいて参りまして、今度の事故もそうですが、新しく中央幹線の奥のほう、坑区西のほうを新地域に全面展開をやるという段階にきておつて、そのため新しい坑道を掘進する、こういう情勢になつたわけでありまして、そういう関係もございまして、今、先生が御指摘になりましたように、全体の労働者のうちで、三割近い請負夫が入つておるといふことは、やはり一つには、次期計画の坑道の掘進、それから、坑道の維持が非常に困難であるために、その保持のための仕繰り作業というやうなことで請負夫が相当入つておつたのじやないかと、いふふうに考へております。われわれが調べたところでは、採炭は全部在籍坑夫でやつておる状況になつておるわけでありまして。

それから、賃金がどうかという、これはちよつと今、私、手元に資料がございませんが、われわれが大体今まで聞いておるところでは、宇部、小野田地方の中小炭鉱の平均賃金よりは幾分いいのじやないかといふ情報の情報は持つておりますが、詳細につきましては、また別途調べて御報告いたします。

○政府委員(八谷芳裕君) 御質問の第一点でございますが、この隣接炭区に本山炭鉱といふのがございまして、最近閉山をいたしておられますが、この本山炭鉱では、この大浜炭鉱よりもっと出水事故がひんびんとして続いていたわけでございます。その出水に耐えかねてあつた閉山していった。水が坑道に回つたりいろいろしますと、盤ぶくれ等によりまして、坑道の保持がきわめて困難になる、こういう炭鉱でございまして、本山等の事例では、この図面を申しますと、右六片とか右五片、いろいろ別々に水門を置きまして、ここをシャット・アウトして放棄していく、こういう姿で進んでおるわけでありまして。この当該炭鉱につきましては、幸い、今までにこの右六片から若干の水が出てきておる、こういう事例もあつたわけでございます。しかし、水門を閉じるといふところまでには至らなかつたわけでありまして、いずれも四層層の取縮によりまして、自然に自己充填と申しますか、そういうことによりまして水がとまつていく、こういう形であつたわけでございます。

それから、今後の作業関係でございますが、右六片、ここにございましての四人を救出していくということが現段階の任務であるかと考へるわけでございます。その次に移りますのは、右七片坑道を取り明けていくというわけでございます。これにつきましては、右七片坑道

を現在ほとんどフル・パッキングと申しますか、水は排水しているわけでございますから、泥で埋まっているわけでございますか、これがどういふ動きを示すかというのをよく見きわめなければ何とも申し上げかねますが、一案といましては、この右六片をずつと進みますと、奥のほうに非常に近接した坑道になるわけでございます。ここでこちらのほうから回り込み得るかどうか、これが早く進むかどうかの一つのキー・ポイントであると思われ、この奥から進みますと、ただし、この奥から参りましても、ここが自由面になっていない、行き詰まりになっているために、ここには奥の土砂は流れてきていないと考えられますけれども、回り込んでここに自由な面を作った場合に、現在安定された形になっているやつかどういふふうな流動を始めるかというところが、今後九人並びに二名という十一名の被災者の取り出しに一番大きなポイントを占める点じやないかと考えるわけでございます。

いずれにしましても、まず第一段としては、この四人のところに行き着く、その間にこの流動状況その他をよく調べていく。現在海底の物理探査等もやっております、どのくらいの沈下があるか等もやっているわけでございます、もうおつつけ詳細な報告も参ると思いますが、そういうことと全体を詳細にらみ合わせて次の段階に移って参りたい、かように考えるわけでありませぬ。

○阿具根登君 この四人、三人、三人、二人、この職種を教えてくださいませんか。

○政府委員(八谷芳裕君) 奥のほうに参ります九人は請負夫でございまして、掘進、仕繰り、こういう関係の仕事でございまして。それから、二人と四人、これは直轄夫でございまして、みんな探炭関係の人たちが、従来おつたところの機材の撤収にかかっていたのでございまして。

○阿具根登君 そうすると、この三人、三人、三人は、これは坑道掘進ですか、またここに掘進するのですか。
○政府委員(八谷芳裕君) これはたまたま石炭局長も申しましたように、この左大通をずつと行きまして、この先が新しいフィールドになるわけでございます。それで、これは岩盤の大通という名前がメインなわけでございまして、これを利用して奥のほうの探炭をやるといふ主要な石坑道でございまして。そこで、ここにありましたのは掘進と、それから掘りましたあとの仕繰り関係、こういう仕事でございまして。

○阿具根登君 そうすると、これだけおつたわけでもないでしようから、これから出水して脱出できた人はどのくらいおられるんですか。
○政府委員(八谷芳裕君) この付近に請負夫が十一人おつたわけでございます。そうして一番手前のこの九人とその二人が脱出したわけでございます。安全道がもうすぐ近くにございます。そこで、すぐ手前側の口からどつと水が流れ始めてきた。それで二人は手前の側からの通報によりまして、二人だけは流れを突つ切つて行ったわけでありませぬ。そうしてほかの九人も、早く出るようにということ連絡

したわけですが、従来あまり出ない、とまっておつたということ、この流れにちよつとちよつと止まったようでございます。その九人だけは残つた。その上から左斜めに落つてきたので、空つ切ることができた、この九人も明らかにおつた、このように思うわけでありませぬ。

○阿具根登君 そうすると、ここが出水で詰まると、ここがだめだということになれば、この断層掘進ですね、この左大通というのにはだめになるわけですね。
○政府委員(八谷芳裕君) これがかかりに取り明けができないということになりますと、もう一つの方法を考えなければならぬ。別に石坑道を掘つていくと、こういうことになるのじやないかと思つて、先ほどの掘探計画に對しましては、そういう方法をとらざるを得ない、かように考えております。

○阿具根登君 いずれにしても、相当地間がかかるし、相当地間があるし、しかも、現在やっておるいわゆる左大通から断層を掘進していくという方法をとりまして、相当地間も伴うと思つて、前にこういう事故のあつたときのことを連想してみますと、結局最後は会社側の金融難、もうこれ以上は全員退職しても退職金もありません、こういうことになってきまして、残つた人たちが、これではもうたいへんだ、残つておる人が、死んでおる方には気の毒であるけれども、自分たちの退職金まで食いつぶして掘るわけにもいかぬということ、遺体を上げることをやめた例もあるんです。ここはどうですか。何か月かからうとも、大浜炭鉱は責任を持ってこの

遺体を掘り出させますか、どうしますか。
○政府委員(八谷芳裕君) 先ほどから再三御説明申し上げましたように、現段階においては、私どもはあくまでうさせるべきだと考えておるわけでございます。ただ、この取り明けと申しますのが、特にこの二人でございまして、けれども、この二人が撤収にかかっている、これは現実にはここにいなくて、右七片坑道の泥の中に流れととも巻き込まれてきている公算も非常にあるわけでございます。そういたしますと、どうしても全員を出すためには、左大通、それから右七片、これら全部泥を排除していかなければ見つかからないかもしれない、こういうことになるわけでございます。そういういたしますと、今安定状態を保っているわけでございます。この安定状態が、新しく切りくずしていったときに、出水限度の安定が破られて再度押し寄せてくるかどうか、この認定にかかるわけでございます。これは先ほどから再三繰り返して、この右六片のまづ四人に、返してくだいように申し上げておりますように、この右六片のまづ四人に、かりに行き着いても、その間にどういふ流動性を示すか、それから海水とのつながりその他との関係もございまして、水の分析等もやっておりますけれども、そういうものをよく見きわめて進むべきである。従来、宇部地方では、水門を締めまして放棄するというのが今までの探掘の方法だったわけですが、今度は被災者が残つておるということになりますと、今までの考え方を改めて、あくまでこれは出させるといふ方向で進むべきであらう、かように考えます。

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考え方はわかりませぬけれども、私が懸念いたしておることは、いつもこの種災害が起こつた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらんわけでは、そういう何カ月かたつたら、結局死体はそのままであつたと、こういうことが今まで、私が先ほど触れました二件の例をとつてみてもそのとおり。その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間合上その他で、ついに掘り出せないやうになつたからと、私は念を押ししているのですが、今度はひとつさういふことのないように、会社側の経理の都合だといつて、人間の死体ここに埋まっております、そういうことを閉鎖する、そういうことがないやうに、ひとつ監督をお願いしておきます。

それから、局長にもう一問お尋ねいたしますが、四千六百五十カローリで十九・五トン出して、そして一般中小炭鉱よりも条件がいいというふうになつてくると、私の今聞いただけの範囲内ではどうしても数字が浮かばないのですが、そんなにいいだらうか。それだつたら、調査団が出したあの調査の資料というものはみんな間違つておる。おそらく十九・五トンぐらいで四千六百カローリの石炭を出しておつたのでは、この炭鉱は合理化の波でやられますよ。これはとても今後やつていかれません。少なくとも三十

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考え方はわかりませぬけれども、私が懸念いたしておることは、いつもこの種災害が起こつた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらんわけでは、そういう何カ月かたつたら、結局死体はそのままであつたと、こういうことが今まで、私が先ほど触れました二件の例をとつてみてもそのとおり。その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間合上その他で、ついに掘り出せないやうになつたからと、私は念を押ししているのですが、今度はひとつさういふことのないように、会社側の経理の都合だといつて、人間の死体ここに埋まっております、そういうことを閉鎖する、そういうことがないやうに、ひとつ監督をお願いしておきます。

それから、局長にもう一問お尋ねいたしますが、四千六百五十カローリで十九・五トン出して、そして一般中小炭鉱よりも条件がいいというふうになつてくると、私の今聞いただけの範囲内ではどうしても数字が浮かばないのですが、そんなにいいだらうか。それだつたら、調査団が出したあの調査の資料というものはみんな間違つておる。おそらく十九・五トンぐらいで四千六百カローリの石炭を出しておつたのでは、この炭鉱は合理化の波でやられますよ。これはとても今後やつていかれません。少なくとも三十

○阿具根登君 まあ局長の説明で、考え方はわかりませぬけれども、私が懸念いたしておることは、いつもこの種災害が起こつた場合に、万やむを得ないときには死体も放棄しますといつて答弁された大臣も局長も一人もおらんわけでは、そういう何カ月かたつたら、結局死体はそのままであつたと、こういうことが今まで、私が先ほど触れました二件の例をとつてみてもそのとおり。その当時私は同じような質問を大臣、局長にしております。その場合に、大臣も局長も、万難を排して人間合上その他で、ついに掘り出せないやうになつたからと、私は念を押ししているのですが、今度はひとつさういふことのないように、会社側の経理の都合だといつて、人間の死体ここに埋まっております、そういうことを閉鎖する、そういうことがないやうに、ひとつ監督をお願いしておきます。

いずれにしましても、まず第一段としては、この四人のところに行き着く、その間にこの流動状況その他をよく調べていく。現在海底の物理探査等もやっております、どのくらいの沈下があるか等もやっているわけでございます、もうおつつけ詳細な報告も参ると思いますが、そういうことと全体を詳細にらみ合わせて次の段階に移って参りたい、かように考えるわけでありませぬ。

トン以上出さなければやっつけていけないでしょう。そのためにはどういふ構想もあるのだ、資金も貸すのだというよきな構想があるならいいけれども、このままでは私はそんないいものとはどうしても思えない、こういう考えがどうしても思えない、こういう考えがするわけです。カローリが四千六百カローリ、それで十九・五トンです。昔だったら十九・五トンだったらいいほうでしようけれども、今だったら最低です。そうなる、おそかれ早かれ、これは合理化のあらしでやられていくのだ、そうなる、これは勤める人も業者も魅力を失いやしないか。どうせおれのところは長くないのだ、それならこの中に入っている人に金をたくさん使おうという事は、結局あなた方の退職金なり、あるいはその他が少なくなることで、また前者がやったことを繰り返しやしないか、こういう心配があるから念を押して聞いていられるわけなんです、いかがでしょう。

○政府委員(中野正一君) 大浜炭鉱

は、御承知のように、二十トン程度の能率でございまして、実績からいいますと、昨年は二十三トンくらい能率があつた。先ほど申し上げましたように、ただこの石炭がなくなつて、この左大通ですか、ずっと地図の一番下の先のほうの、ここに有望な鉱区があつて、それに掘り進んでいったわけなんです。それに見返り資金も出そうという事で、実は三十七年度に運産省としては推薦済みなんです。ところが、いろいろの関係で工事がおくれ、しかも、今はそういうことで能率が少し下がつておるといふ状況なんです。それで、その先にいけば、これは施業案

で認可してありますが、この先の地域だけで七十一万トン、全体で百十七万トンは施業案で認可しております。そういう関係で、この先にく金を出してやつて、三十トン程度の能率もできるのじゃないかというのがわれわれの調査でございます。ただ、最近、今言つたように、だんだん津市田区域です、これが終極にいつておるので、これはちょっと情勢が悪くなつておる。

それから、二十トン程度の能率で、はたしてちゃんと賃金を払つておるかどうかという問題ですが、これはこういう海岸地区でございまして、非常に流通経費がうんと安い、ほかの陸地にある山より、で、地元でこれは大体さばいており、電力用として関西電力へ機帆船で送つていますが、そういうことで何と今までやつていって、おつたのではないかと、むしろ最近までの状況では、経理状況も比較的いいというふうになつておる次第であります。

○阿具根登君

そうしますと、この出水、土砂によつて掘進が一時これは頓挫したわけですね。それも今、局長がおつしたように、これに手をかけていけばまだ流れてくるかもしれない、これはたいへんな手数がかかつてくる。そうすると、掘進に要する費用は融資あつせんされたかもしれないけれども、それに対する費用は一体どうみて下さるのか、その点、自己資金だけ使ひ込んでしまったとか資金難になつたとかいふ場合には一体どうするかという問題なんです。

○政府委員(中野正一君)

今そういう先生御指摘なきいまして、そのような心

配でございますので、今、会社のほうに資金状況、経理状況等も調べさせております。というのは、これは今まで経理状況が比較的よくて、しかも、これは親会社というの、というものがはつきりしたものがなくて、大倉系の山でございまして、特にこういう事態になつて、金融面で早く行き詰まるのではないかと、このことをわれわれは心配して、今、会社のほうから資料を取り寄せて検討をいたしたいと思つておられます。そうして何とか金融のために直ぐやめてしまふという、そういうことが起こらないようにわれわれとしては努力したいと思つておられます。

○大矢正君

今、阿具根委員から質問があつたのですが、この出水事故に限らず、たとえば自然発火とか坑内火災とかいふ場合もそうです。おおよそ半年はかかりますね。特に出水なんかの場合には、ずっと以前に、同じく宇部で海水で陥没したことがありますが、十何年前ですが、私たちがそこに行つておつたので記憶があるのですが、あれなんかもかなりかかつておられます。急いでやつても半年、まごまごして一年、一年かかつても発見できない。半力は絶対ないです。だから、新たに坑道を掘進していつて着炭するまでどのくらいかかるか知りませんけれども、結局開閉融資でやる以外にないという事になつて参ります。これだけ出水のあつた旧坑道を、再びまたそこで原形に復旧して採炭可能の状況に持つていくといふことは、経営者の頭ではどういふ考えられぬことですか、私たちの常識から言へば、結局そのままつぶしてしまふといふことになる

と、遺体がある

と、遺体がある、そのために莫大な期間と金を注ぎ込んでその遺体の収容に当たるといふようなことをやらなくて、すぐそのまま閉鎖してしまつて、新たに坑道開発をどんどんやつていくといふことになつて、結局のところ、遺体の搬出は不可能であるといふふうに過去の例から言へば私は考えざるを得ない。だから、局長が幾らそこで遺体の搬出——遺体と言わざるを得ないでしようが、そのことをやるなどといつても、そんなことを経営者は絶対にやらぬと思つておられます。ほんとうにやらぬ気がありますか。これはなかなか一週間や十日やつても取り明けるがすつかり中の一ぱいになつてしまつて、そういうものを全部坑外まで引き上げるということになる、たいへんなものですよ。事実上不可能に近い、水の量にもよりますが、どこまで実際水につかっているのかわかりませんけれども、たとえば坑内の自然発火なんかで水を入れて鎮火させた場合に、そのあとの補修なんかといつてみても、相当長かかっているわけですね。だから、阿具根委員の、事実遺体収容ができるかといふことに対して、いや、そういうふうにはできません、お言葉のようですが、事実上できないといふことにならざるを得ないのじゃないのですか。

○政府委員(八谷芳裕君)

この事実上できるかできないかといふ問題は、一つは、純技術的に見て、再度二次災害が起り得ない状態で取り明けができるかどうかといふことが一つだと思つておられます。

ほうが、この事態で考えますと、奥部のほうに新しいフィールドをやつていく、そこで資金繰りをつけていく、そういう過程において作業を一方においてこちらを継続していく、こういう二つの条件が満たされる場合とあると思つたわけでございます。私どもは、現段階におきましては、経営者に非常に強く、あくまで現段階におきまして岩盤坑道を掘進して、まず四人を取り出すといふことを強く指示しておるわけでございますが、それから先の問題は、技術的な判断をいたしまして、これが可能かどうか、すぐになかなかこういふものは動かして得ない、ある安定期間というものが出てきます、その期間に、私どもが右六片を進んでいくうちに相当に判明してくるんじゃないかと考えておるわけでございます。事実上これが出せないかどうかといふお話でございますが、あくまでこれは出すようにし、また、したほうが、ただいま掘つておられます右六片と七片の凹凸のところになるわけでございます。この岩盤坑道自体も決してむだでなく、これは必要でございます。こういう会社の災害という面を離れました将来の復旧という大きな観点からまたこの坑道が必要になつてくるというふうなことも考えあわせると、現在の段階でのお答えをいたしまして、それはとてむずかしいといふような感觸でお話できない状態にあるわけでございます。あくまでこれは技術的な判断で二次災害が起きないといふことを見きわめない限り、私どもも保安の担当者として、あくまで出さなければ大きな観点から申しまして、遺体をそのままにして置くといふような、現在は

と、遺体がある

と、遺体がある、そのために莫大な期間と金を注ぎ込んでその遺体の収容に当たるといふようなことをやらなくて、すぐそのまま閉鎖してしまつて、新たに坑道開発をどんどんやつていくといふことになつて、結局のところ、遺体の搬出は不可能であるといふふうに過去の例から言へば私は考えざるを得ない。だから、局長が幾らそこで遺体の搬出——遺体と言わざるを得ないでしようが、そのことをやるなどといつても、そんなことを経営者は絶対にやらぬと思つておられます。ほんとうにやらぬ気がありますか。これはなかなか一週間や十日やつても取り明けるがすつかり中の一ぱいになつてしまつて、そういうものを全部坑外まで引き上げるということになる、たいへんなものですよ。事実上不可能に近い、水の量にもよりますが、どこまで実際水につかっているのかわかりませんけれども、たとえば坑内の自然発火なんかで水を入れて鎮火させた場合に、そのあとの補修なんかといつてみても、相当長かかっているわけですね。だから、阿具根委員の、事実遺体収容ができるかといふことに対して、いや、そういうふうにはできません、お言葉のようですが、事実上できないといふことにならざるを得ないのじゃないのですか。

○政府委員(八谷芳裕君)

この事実上できるかできないかといふ問題は、一つは、純技術的に見て、再度二次災害が起り得ない状態で取り明けができるかどうかといふことが一つだと思つておられます。

まだ遺体と称し得ませんけれども、そういうことがまた将来の保安確保という全般に対する影響も、御指摘のとおり、いろいろあるわけでございませう。そういうことからいたしますと、あくまで現段階においては取り明けを進捗させていく、こういう考えでおるわけでございます。

○大竹平八郎君 被災日から今までに、大きい小さいの別はあるが、相当出水というものが、断続的に行なわれておるのですか。

○政府委員(八谷芳裕君) この災害の発生時から現在時まででございますね。私どもの認定では、出水源からのものはもうないと認定しております。ただ、従業者の方は、生き残り方面から水が出たということで、非常に恐怖を感じられましたけれども、これは、へどろ等で埋まったところの袋水と私らは考えておるわけでございまして、決してそれが出水源につながりを持つた水ではないであろうと、かように考えるわけでございます。

○大竹平八郎君 今後いろいろ学術的な調査を待たなければならぬであろうが、再発のおそれがあるかないかというこの断定は、今測進しておるときであるけれども、大体そのめどはどのくらい日にちとしてかかるのですか、それを算定する基礎のあれは。

○政府委員(八谷芳裕君) これは非常にむずかしい問題でございます。炭層の上の岩盤がどの程度に口があいてるか、そして、そこに四紀層あるいは三紀層のいわゆるへどろ、そういうものがうまうま詰まってくれているかどうか、そういうものの下のほうをあけていった場合に、またこういうものが

移動性を持つかどうか、こういう認定にあるわけでございまして、必ずしも時期だけではないと思うのでございませう。やはり水の分析その他、それから、ある時期には若干ずつダムを先へ進めていくというような形で取り明けを進めていくとか、いろいろやってみまして、これなら安全だという時期にくるわけでございませう。一番危い時期は、落ちましたシュート口のところにかかるところ、その辺がさらにむずかしい問題なわけでございませう。非常にこの点は、たゞいまお答えをはっきり申し上げかねるような事態にございませう。

○二宮文造君 先ほど阿具根委員から非常に御心配されておったのですが、大浜炭鉱は、その後希望退職を募集いたしましたところが、非常に大ぜいの方が希望退職の申し出をした。かえって会社側のほうでは慰留させるのに大わらわだったというような新聞の報道を見たように思うのです。このことは、現地で作業されている労働者の方は非常に危険性を感じておられる。先ほどの当局の説明では、中小炭鉱としては非常に希望のある炭鉱だということにいわれたわけですが、当局の見ためど、それから、現地で作業に従事される方の考え方と、その事故を契機に、大いに変わってきたと思うのですが、その面はいかがですか。

○政府委員(八谷芳裕君) 二十六日でございます。希望退職について、従業員の代表と会社と話し合ったわけでございまして、私どもの情報では、当日は二百名の希望退職が出た、かように聞いておるわけでございませう。六百七十名程度の労働者の、これは請負夫は別であります、直轄夫の中から

二百名出ている。この従業員との話し合いも、取り明けを行なうということと、これは今後おくらせないということと、それから、現在残っております採炭関係につかせる、この二つの条件で話し合いを進めたようでございます。二百人というのは非常に多いようでございますけれども、二つの作業には支障のない程度じゃないかと考えるわけですが、ただ、先生御指摘のよう、非常に動揺しているのではないだろうかという点は、単に私は、この作業が非常に困難だという面だけではない、採炭作業に現在までかかっていなかった、先ほど不安感のほうが多いのではなからうかと、私はかように考えるわけですが。

○二宮文造君 そうしますと、石炭当局のほうとしては、やはりこれをウエージ・アップしていくという、今まで認可を与えたということに変更はないわけですね。

○政府委員(中野正一君) それは変更ございません。

○二宮文造君 それから、もう一点伺いたしますが、被害者の家族の問題でございますが、請負夫の場合と直轄夫の場合とで、この被災者の家族に対す考え方が違ってくるんじゃないかと思うのですが、その面はどうなりませうか、これをお伺いしておきます。

○政府委員(八谷芳裕君) それぞれの契約によりまして、あとの手当の問題等は、労使相互間、あるいは今度は請負細夫につきましては、会社と請負会社との契約等によって異なってくると思

○二宮文造君 大体考え方として、その留守家族に与えられる補償という面は、どの限度ということで考えられませうか。

○政府委員(八谷芳裕君) これは当然会社といたしましては、家族はだれも就業する者がないわけでございます。会社があんまりをみておられますが、まだ今までのところ、どの程度家族にやるとか、そういう問題の話し合いを進める段階にはないように私どもも推定しておるわけでございまして、会社でもそういう話し合いはまだ行なわれていないわけでございませう。まず作業を進めていくということに重点を置いておるわけでございませう。

○委員長(堀末治君) 本件に関して別に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議がございませうか。

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀末治君) 次に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(いずれも衆議院送付)の二案を一括議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 石炭調査団の調査によりまして、千二百万トン買い上げについて、相当多数の炭鉱が閉山になりまして、今度の臨時石炭鉱害復旧法によりまして、無資力炭鉱に対する措置が考えられているようですが、無資力炭鉱と申しますか、千二百万トンの炭鉱の中でどれくらい見込まれておるのか、その点をまず第一に質問いたした

いと思ひます。

○政府委員(中野正一君) 今後、今、先生が御指摘のように、相当石炭産業としてはスクラップ・アンド・ビルドをやつていかなければならないということ、これに伴いまして無資力炭鉱と対策はどうか、こういう御質問だろーうと思ひますが、われわれもその点は考えまして、大体従来は全体の鉱害復旧量の八〇程度が無資力でございませう。それを本年度につきましては、いろいろの調査の結果、これはふえるだろうとみまして、全体の鉱害復旧量の一五〇程度が無資力になるのではないかと、その分に対応する予算というものを計上してあるわけでございませう。

○阿具根登君 これは大臣にお尋ねいたしますが、従来私たちがいつも質問の一つの焦点として大臣の所見を伺い、通産省の考え方を伺っておったのですが、無資力炭鉱と申して指定するよう炭鉱は、いろいろそれは事由もあるかもしれませんが、しかし、それを許可したのは一体だれか、これは通産省が許可している。私どもに言わせると、自分が石炭を掘って、それで営業をやるならば、その自分の仕事によって他の第三者に損害を与える、鉱害を与える、当然そういうことは当初から考えておかなければならない、私はこう思う。ところが、そういう資力もない人に、しかも、先ほど審議いたしましたように、いつ不慮の災難があるかわからない。そういう危険な作業を非常に安易に許可されている、これはもちろん法律の矛盾もあります。先

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(堀末治君) 次に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(いずれも衆議院送付)の二案を一括議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 石炭調査団の調査によりまして、千二百万トン買い上げについて、相当多数の炭鉱が閉山になりまして、今度の臨時石炭鉱害復旧法によりまして、無資力炭鉱に対する措置が考えられているようですが、無資力炭鉱と申しますか、千二百万トンの炭鉱の中でどれくらい見込まれておるのか、その点をまず第一に質問いたした

いと思ひます。

願順で許可することになっておりますから、そういうこともあるのでしようが、今日の事態になってくれば、無資力というものに対して非常に経営者はすがりついてくる、こういう結果になってくると思うのです。そこで、合理化が始まってから通産省が許可した炭鉱で、今度閉山あるいは売山というような対象になったのはどれくらいか、おそらくその大部分は無資力炭鉱だと私は思うので、それを聞くわけです。

○政府委員(中野正一君) 合理化法が昭和三十年に施行されました、これはそのときに合理化法で、御承知のように、坑口開設というのは、一定の能力なり、技術的な条件をすつと見まして、許可制度になっていくわけであり、その後の経過を見ますと、いままでで、現在までで坑口開設の許可が、これは一つの炭鉱でなくて、坑口の数でいっておりますが、百七十五でございます。これを見ますと、三十年が一件で、三十一年が二十七件、三十二年が六十八件、三十三年が四十件というところで、合理化法を作ったとたん炭況がひどくなって、少し、この辺がルーズになってやめたのではないかと、このこともいわれておりますが、最近是非常に厳正にだんだん許可基準を上げまして、今、先生御指摘になったような、将来やらないといけない山は、ちょっと炭況がいいからといってどんどん許すということはいかんと、この許可基準を上げましたので、百七十五坑口があるわけですが、昭和三十五年以降は激減をいたしまして、三十五年が八件、三十六年が九件、三十七年以降はまだ許可をしておらない、こういうことをごさいますして、その坑口

を開設許可したその後の状況を見ますと、途中でこれは仕事をやめたり何かしたものもありませんが、一応計画どおり仕事を完成したもののついて見ますと、労働者一人当たりの出炭量は、月当たり大体三十トンをしていて、現状でございます。なお、その許可したもののうち、その後閉山になったものが幾らかかというものは、今ちょっと担当課長に聞いてみたのですが、手元に資料がございませんので、これは調査した上でお答え申し上げます。

○阿具根登君 大臣、お聞きのとおりですが、私は、長い間、今日まで炭鉱問題を考へて参りましたのですが、今日のこの合理化後に起こってくる事象以前は、炭鉱は五年間不況でけつこうだ、一年好況になればよろしい、こういう場当たり的な、ばくち的なやり方をやってきたのです。その情性が今日のこの状態を私は生んできておると思っております。たとえば油がちょっと噴出した、こなくなつたというようになれば、ボタ山まで掘り起こして、そうして十三、四才の子供までかり出して水洗炭をやつて、そのよごれた水はほとんど田畑に流して、そうしてやつてきたものです。それも通産省はほかむり、ずいぶん私は質問をいたしました。相当あつちこちから問題も起きてたんですが、そういうことがやられてきておつた。そうしますと今度は非常に油に依存して参りましたが、油に依存するということが外国依存で、しかもこれが少しでもおくれる、あるいは外国で事変等が起こつて油の輸送が中止されると、また前のことを繰り返して、どんだん山が開発される、

坑口があげられる、私はこういうことが繰り返されるのじゃないかという懸念をするわけなんです。だから、ここで、もう今日のような、無資力炭鉱に指定して、そして国がその三分の一を支払う、あるいは四分の一を支払うというふうなことで、もうかるべきだけはいやというほど業者にもうけさせておいて、そうしてその業者は、一部の人は特にいつも問題になりますから、申し上げたくないのですが、ぜいたくの限りを尽くして、そうして富者番付面ではいつも一、二番を争つてきたのは炭鉱であるということまでいわれてきたのです。そして、今日こうなつてくると、そういうのが無資力だといつて、あとしりば政府と市町村が持たないかぬ、こういうことを繰り返しておるわけなんです。だから、今後許可するもの基準というものは相当高度でなければならぬと思つておるのです。とすれば、どういふ基準を考へておられるか。無資力だといつて国がみなければならぬというならば、これは国民の税金でございすから、だから、こういうことがあり得ないためには、相当強い基準をきめておく、たとえば、大浜炭鉱のような問題が起こつた場合でも、どういふ場合にはこういう金があるのだ、決して御心配じゃないというふうなことでなければならぬ。鉱害にしてもそのとおり。だから、今後坑口を開くとか、あるいは石炭業をやるといふような場合の許可基準というものについて考へ方をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

政府委員(中野正一君) 今、阿久根先生が御指摘なさつたとおりだと思ひます。われわれとしまして、今の坑口

開設の許可につきましては、先ほど申し上げました一定の基準を設けまして、しかも、石炭鉱業審議会に一々かけまして処分するということにしておきます。特に非効率の炭鉱が新しく発生するのを阻止する、また、同時に、坑口炭鉱の造成ということを中心とした厳正な運用をやつておるつもりでございます。特に昭和三十六年の十二月以降につきましては、従来の基準に加えて、さらに経理的基礎並びに技術的能力というものを、将来も許可基準に加味いたしましたので、将来ほんとうに中核的な骨格を有する炭鉱についてだけ許可をするという趣旨を徹底したいと思つておるわけであります。現在のところでは、これは省令でございすけれども、能率基準につきましては、だんだんこれも上げて参りまして、現在のところでは、全国的に見ますと、大体能率が約三十八トン以上のものでなければだめである、これは地区別に違ひますが、大体そういうことになっております。なお、将来この鉱害賠償もできないような炭鉱が発生するのはまことに工合が悪いわけでありまして、先ほど先生御指摘になつたように、現在は、鉱業権の付与につきましても先願主義になっておりますが、この点についてもいろいろ問題がございましたので、昭和三十四年以來、鉱業法改正審議会におきまして慎重に審議をしていただきました結果、特に石炭と亜炭の鉱業権に限りまして、従来の先願主義に加えて能力主義を採用する。したがつて、一定の経理的基礎及び技術的能力を有しないものには鉱業権の権利を付与しない、このほうがいいじゃないかという答申

が行なわれまして、その趣旨を盛り込んだ鉱業法の改正を今国会に提出する予定になっておるわけでございます。

○阿具根登君 それじゃその問題は、その法案が出されてから少し質問をしたいと思ひます。

今度の法案でまあ鉱害復旧を非常に急ぐ場合は、大臣の指定によって急ぐようにすると、まあこういうことを指定することができるようになつておるわけですね。しかし、指定はされても、被害者の総数の三分の二以上の同意は得なければならぬですね。それから、それに対して同意書を添付して事業団に出さねばならぬ、こういう手続があるようですが、こういうことをやつておれば、非常に急いでおる復旧というのが相当おくれるのじゃないか。この法律の考へ方としては、復旧を非常に急がねばならぬから、そういう緊要なものについては大臣が指定しますよと、地区を指定しますよと、そこまではわかるのですけれども、指定されたあとの問題は、これでは私は緊急な復旧の用にたまたまと思つておる。それは一体どういふふうにお考へてしようか。

○説明員(矢野俊比古君) ただいまの阿具根先生の御指摘で、いわゆる指定はやるけれども、結局復旧事業団に申し出ておるようなやうなやり方では緊急性がなかなかおとれぬやうな感じが、御指摘だと思ひます。ただ、現在の鉱害復旧のまあ立て方が、復旧事業団これはまあ九州初め、四地区にございまして、事業団が復旧基本計画を立てまして、それをまあ通産大臣、あるいはそれに關係します関係大臣と相談し

ましてでございますが、認可をするという建前でございます。その点で、そういう基本制度に結びつけるためにこういうやり方を考えたということなのでございます。

なお、この指定をする際にどういう基準でなるかどうかということだろうと思ひますが、大体私どもとしては、いわゆるほとんど無資力に近いような山別にこの指定をしたい。と申しますのは、鉱業権者が無資力のようになりますと、なかなか基本計画の作成業務に協力するというのはむずかしくなおります。そこで、ある程度の被害者にこの辺はよくその点を見てもらうといひますか、要するに意思をまとめてもらうということを進めたいという考えでこの三分の二以上という団地復旧的なものの考え方をいたしました。これは年々賠償とか、こういうものは無資力では払えないわけでございます。できるだけ事業促進をするということ、基本計画の中に入れてもらうという形にしたわけでございます。

○阿具根登君 いや、その無資力ということを認定するのに、また、認定するまでに相当の期間がかかるでしょう。終閉山になったとき、まあ売山その他の場合ですね。交付金が出て、その交付金の配分が終了して初めて資力があるのか無資力であるのかということがわかってくる。その期間は相当な期間がかかるわけなんです。そうすると、緊急に復旧を望んでおられるところも緊急に復旧できないわけなんです。無資力認定するまでに相当かかるわけなんです。そういう点をどう考えているわけですか。

○政府委員(中野正一君) 今御指摘のあったような問題は確かにあるわけでございます。大体これは山が閉山になるといふことは予定がつかずから、それについて事前調査を——相当問題が起こりそうなところは大体わかりますので、これは九州の通産局にそういう特別の班を今こしらえまして事前調査をやつて、そして無資力認定を迅速にやらせるようにやつているわけです。

○阿具根登君 事前調査はいいんですけれども、それではこの千二百萬トンに該当する山の調査は、もうほとんどできてはいるはずですね、今一五%とおっしゃつたけれども、ところが、実際問題として一五%ぐらいだろうかというところになってきますと、私はそんなものじゃないと思ふんですよ。

○政府委員(中野正一君) 今の全体の鉱害復旧量の二五%、これは昨年三百六十萬トン、ニュー・スクラップ方式で買ひ上げをいたしました。それに相応する分のやつを大体調査をして、これは一五%でいけるじゃないかというところを見たわけでございまして、さらに本年度も相当のスクラップが行なわれるわけでありまして、これにつきまして、事前にこれも現在調査をやつておられますが、相当詳細な調査をやつて、その積み上げによつて大蔵省へ予算を要求する、こういうことになつたと思ひます。

○阿具根登君 それから、飛び飛びになりませんが、第二会社が一まあこれは調査団でも好ましくないというし、私たちが第二会社というものを作るべきじゃないという主張をしておりますが、現実問題としてつぶしてしまつ

て、そうして従業員が失業するよりも会社と組合側で第二会社でもやつて当分石炭を掘つていこうというところがあつたならばいいではないかということになつたわけですね。そうしますと、その第二会社の今度は鉱害の責任はだれが負うかということになるわけですね。おそろく親会社は、第二会社に譲つたんだから、これは第二会社のものだというでしょうし、第二会社は鉱害まで責任は持たない、こういうことになつてくると思ふんですが、これは一体どういうお考えでしょうか。

○政府委員(中野正一君) 第二会社に移行した場合に鉱害賠償責任はだれが持つかという御趣旨の御質問かと思ひますが、これは第二会社になりまして、残つた鉱害については両者の連帯責任ということになっておりました。特に第二会社に移行する前に起こつた鉱害というものは、これは当然第一会社が責任を持たなければならぬわけなんです。

○阿具根登君 その第二会社に移行する前のやつは、それは親会社というか、第一会社が持つことは当然ですけども、第二会社に移行したあとのやつです。

○政府委員(中野正一君) 第二会社に移行したあとに掘つたもの、それによつての鉱害というものはつきりいたしません。それは別途認定をして、これは第二会社に責任は持つてもらわなければならぬということになるわけなんです。

○阿具根登君 持つてもらわなければならぬが、持てれば当然それは持つべきなんですよ。それは当然掘つた人が持たなければいけません。今の場

合、第二会社に第一会社が持てないような山を許可しておる。それもりっぱな会社が第二会社に受け継ぐわけはないんですよ。二流、三流の会社なんですよ。それが鉱害まで責任が持てるかということなんです。で、私は、そういうのを許可すれば、先ほど質問しましたように、国、市町村が責任を持つて賠償しなければならぬということをわかつておられるが第二会社に移行するんじゃないかという懸念があるから質問しているわけなんです。第二会社が当然やる義務があるんですよ。義務があるけれども、それは経済的にそれだけの資力がない。そうしたら、もう無資力にならざるを得ないでしょう。そうすると、第二会社というものはほとんど無資力だということになる。だから、それも第二会社に移行する場合に、第二会社がやつたあとの鉱害も第一会社が責任を持つというならわかりますよ。しかし、それは第一会社がみないと、持たないと思ふ。そうすると、第二会社はそれだけの資力がなから、残炭を細々と掘つていくわけですから、私はそうなつてくると思ふのです。

○政府委員(中野正一君) 今先生の御指摘になるような場合も非常に懸念をされます。第一会社に、できるだけ過去の鉱害等の処理については、責任を持ってやらせるようにわれわれとしては行政指導をいたしたいと思ひます。ただ、第二会社が鉱害処理というものが全然できそうにないわれわれも、これは行政指導をいかに全部許可しなかり個人々のケースについてよく実情を調べて処置をいたすよりほかないと思ひます。

○阿具根登君 これは積立金制度も考へておられるでしょう。まあ半額ですね、半額の積立金制度も考へられておるし、その積立金にも応じないのに対しては、処分の方法も考へてあるようですね。そこまではわかるのです。しかし、往々にして中小炭鉱や第二会社というものは、労災保険の保険金も払わない悪徳業者が多いのです。そうして死人が出たり、けが人が出たときにあつて労災保険金を払つて、こういう実情なんです。それも私が知っているが、文句を言えば、これは労災保険の適用を受けられないことになるわけなんです。そうすると、一番困るのは、けがした人、死んだ人なんです。だから、そういうことを見てもらふをして、し、督促をしてやつているのです。そういう性質の人に第二会社というものを許可すれば、逆に、これはやめる場合は無資力で、国と県、市町村が持つてくれるのだから、おれは何も鉱害の責任を負わないでいいのだという考え方を与へはせぬかというのが私の心配なんです。そうすると、労災保険金も払わないような業者が、たまたま、これは払いませんよ。払わなくても国が払う、おれが払わないのは国がやるのだというところに悪用されはしないか、その心配があるからこういう質問をしている。

○政府委員(中野正一君) 御質問の趣旨はまことにごもっともでございます。われわれとしても、その後第二会社の許可等の、これは坑口使用許可とか開設許可になるのですが、その際に十分に慎重に、今後問題が起らないように気をつけて運用して参りたいと思ひます。

○阿具根登君 持てれば当然それは持つべきなんですよ。それは当然掘つた人が持たなければいけません。今の場

合、第二会社に第一会社が持てないような山を許可しておる。それもりっぱな会社が第二会社に受け継ぐわけはないんですよ。二流、三流の会社なんですよ。それが鉱害まで責任が持てるかということなんです。で、私は、そういうのを許可すれば、先ほど質問しましたように、国、市町村が責任を持つて賠償しなければならぬということをわかつておられるが第二会社に移行するんじゃないかという懸念があるから質問しているわけなんです。第二会社が当然やる義務があるんですよ。義務があるけれども、それは経済的にそれだけの資力がない。そうしたら、もう無資力にならざるを得ないでしょう。そうすると、第二会社というものはほとんど無資力だということになる。だから、それも第二会社に移行する場合に、第二会社がやつたあとの鉱害も第一会社が責任を持つというならわかりますよ。しかし、それは第一会社がみないと、持たないと思ふ。そうすると、第二会社はそれだけの資力がなから、残炭を細々と掘つていくわけですから、私はそうなつてくると思ふのです。

○阿具根登君 それから、もう一つ、こういう事故が、先ほど大浜炭鉱の問題がありました、事故調査に私らが行った場合、鉱区は秘密になっておるのです。私有財産の秘密ですか何かで、秘密になっておるわけですね。だから、どこか炭鉱がどれだけ石炭を保持してどう掘っておるかということ、皆さん施業家で許したほかはわからない。また、見せてもくれない。あるいは秘密主義はまだ行なわれているかどうか。こういうものは国の資源だから、公開でやらなければ、私は不測の事態がまた起こってくると思うのですが、そういう点はどうか考えておられますか。

○政府委員(中野正一君) 鉱業権、すなわち鉱区がどういうふうになっていくかということにつきましては、これは通産局に帳簿がございまして、これは閲覧制度になっておるわけでございます。ただ、施業案については、これは役所と業者とのあれで、これはほかの方には見せないことになっております。

○阿具根登君 それが業者と通産局だけしか知らないから問題が起こるわけなんです。いつだれが掘ったのか。おれが掘ったんじゃない、昔の人が掘ったんだとか、これはいつごろ掘ったんだとかいうけれども、第三者にはわからないのです。目に見えるわけじゃないのですから、地下掘っているのですから、地下掘っているのです。そういうのを明らかに明示することはできないのですか、どこを石炭を掘っているのだと。

○政府委員(中野正一君) 御指摘のような場合は、これは通産局が許可をい

たしますので、特別の利害関係人であるとか、そういう方の申し出があれば、通産局で今までは御説明をするということになっておるわけでありまして、したがって、通産局へ行っていたければ、大体の中身はわかるということになっております。

○阿具根登君 局長そうおっしゃいますけれども、私が行って見せないのですよ。かりに見せても、その地図は見たまま一切書いても下さるな、写しても下さるなと言つて、ばたつと伏せられますよ、これは秘密だから。そうすると、その他の被害を受けた人なんか見に行つても絶対に見れないですよ。私らが通産局に行つても何にも何にも見れないのです。そういうこと、鉱害でも何でも、ほんとうのこと、私はごまかされてくるというような危惧の念を持つわけなんです。だから、何も隠す必要はないでしょう。それは石炭の層が何段にもあつて、上はだれの鉱区だ、これはだれの鉱区だ、これはだれの鉱区だということ、利害関係はあるかも知れません。しかし、業者の利害だけを考へて秘密を守るといふのは、もう今の時代ではおそいんじゃないですか。それはもう昔の考え方じゃないですか。こういう法律案が出るとするならば、もうそういうのはいつも公示しておいて、通産局にいけば、もう一目でどこを掘っているのかがわかっていくくらいにして、おれがあたりまえじゃないですか。そういうことができないのですか。

○政府委員(中野正一君) 今ちょっとはつきりした御返答は申し上げかねるわけですが、確かに先生が御指摘になつたような最近の新しい情勢もござ

いますので、この通産局の施業案等の中身をどの程度に外の人に——外の人といつても、これは関係のある方だけだと思つて、もうちょっと運用面でいう方法が私ども考へてみたいと思つております。

○阿具根登君 それは全然関係のない人が見てもわかるものじゃないのですけれども、しかし、あれだけ幅濶しておる鉱区の中で上を掘り下を掘りしておると、そうすると鉱害の問題でも非常にややくしくなつてくるから、もう今後は当然この鉱区はだれが掘つておつて、どこを今掘つておるといふことが、すぐだれが見てもわかるようにひとつ考へ方を改めてもらいたい、そういうふうにしてもらいたいと思つております。

○説明員(矢野俊比古君) 現行法におきましては、国土の保全と民生安定という面から、家屋につきましては地盤復旧という形に結びついて、補修という範囲で家屋の復旧費は見られているわけですが、しかし、先生おっしゃいますように、家屋そのものの復旧費は補助対象になっておりません。この場合、これは実は鉱害対策審議会が昨年一年間審議をしていただきました答申でも、これは検討する必要があったというところでございまして、私も、この提案に対しては、いろいろな角度から検討したわけですが、一番根本的には、まあ鉱害というものは、被害者は無辜の民だし、何かしてやら

なければならぬという考へ方ではありません、ちょうど家屋というものは、公共施設と違ひまして、私有財産といふこととございまして、したがって、家屋そのものといふことになりまして、災害があつた場合でも、家屋は私有財産で、補助対象ができておりません。どうしてその辺のバランスとの——これは補助体制の問題ですが、一つの公共性といふものに着目した補助体系ができております。現在のところ、そこまで踏み切れない問題があつて、いろいろ議論はしたのですが、なかなか政府のほうのまとまり方がそこまですみませんので、まだこれは今後の研究課題といふことで残しております。したがつて、今のところは家屋の復旧費を補助対象にするという形になっておりません。

○阿具根登君 私は、どうもそこがわからないのですが、私有財産は、風水害その他で倒壊した場合には、これは個人の責任でやるのだ、だから、こういう鉱害の場合もそれに準じてやるというのだけれども、鉱害の場合は人為的にこれはなつておるのです。人為的にこれはなつておるのです。人為的になつておる、風水害は、いづれかといへば不可抗力で、これは皆の人が受けているわけですが、これは皆の人が鉱害による家屋の損害といふのは、一部の人の営利事業のためにこれは損害を受けているわけなんです。そうするならば、まあ今日まで大きな炭鉱では炭鉱自体がみておつたのです、炭鉱自体がみておつたはずなんです。ところが、無資力になつた場合に、これは不可抗力、これは風水害と同じだと私はみれないと思つておるのです。公共の建物じゃないから、私有財産だから、おま

えたちが勝手にこれは修理しなさい、復旧しなさいといふのは、私は風水害の場合と違ひと思つておるのです。なぜこれに復旧費が出せないか、こういうことなんです。

○政府委員(中野正一君) 今、矢野君も申し上げましたように、通産省としても、この問題は、相当本年度の予算のときにいろいろ研究をして参つたのですが、やはりこの鉱害復旧については、害を与えた鉱業権者が責任を持つという建前になっておつて、有資力の場合には、当然これは鉱業権者がこれを復旧しているわけでありまして、また、鉱害の賠償責任もあるわけですから、今度無資力になつた場合はだれもいないから、だれが何かしてやらなければいけません。そういうこと、その点はまことにごもっともなわけですが、まあ今の段階としては、われわれもいろいろ考へてみたのですが、なかなかいい知恵がなくてこういうことになつたのですが、先般来そういう要望も非常にございまして、今われわれとしてどうするか、この問題について十分今後検討して参りたいと思つております。

○阿具根登君 まあこの問題は衆議院でも相当論議されたようでございますから、私はこれ以上は質問いたしません、私は、先ほど申し上げましたように、これは不可抗力である風水害で損害を受けたの違つて、損害を与えた人が現におつて、その人が無資力になつたから、おまえは泣き寝入りだといふのは当たらない。無資力になつて、公共の建物だけは国が見てやるけれども、私有財産まではみてやれぬぞ、これはちょっと私は無理だと思つておる

す。与えた加害者があるのだから、それを許可したのは国だから、だから、自然による風水害の倒壊と違って、敵として加害者がおつて、被害を受けたその人に対しては、当然こういう無資力ということをや国が認定して、あなたは損害賠償しなくてよろしいということになるのなら、その許可した人がその賠償をしてやる責任が私はそのとき生まれてくると思うのです。だから、この点は十分ひとつ考慮に入れて今後措置してもらいたい、かように思います。

それから、特別被害復旧臨時措置法によって灌漑排水施設のポンプを、まあ福岡県あたりでは五十三台ですか、準備しているわけですね。そういうものの管理は一体だれがするのか。それから、維持管理費が出てくるようすが、管理費は予算面を出ておるが、予算が通らなかつた場合には一体どうなるのか。こういうことを考えてくると、これは基金制度にしておかなければ、予算というものがいつも通るとは思われぬ、いつもそのままの姿であるとは思われぬ、いつ削られるかわからない。そういう場合は、一体だれがこの管理費をみるのか。また、さらに、管理者はだれなのか、そのいう点が明確でないから、この点をひとつはつきりさしていただきたい。

○説明員(矢野俊比古君) 特設ポンプの管理につきましては、これは本年度百二十万円ばかり、いわゆる終閉山いたしましたして、維持管理費を出すのが非常に無理だという山に對しましてこれを出すということで予算措置を講ぜられました。ただ、お説のとおり、それじゃ不安定じゃないかという点は私

どもごもつとも考えておりますが、その点私は、ことしの予算からは力足らずとおしかりを受けるかもしれませんが、維持管理費、いわゆる年間補助という形で管理経費をみてもらつておる。政府のほうとしては、確かに、そういうごもつともなあれがございまして、私どもとしては、今、来年の問題として、その辺十分そういう調整を考へて参りたい。なお、その場合に、当然管理主体をどうするかということをおあわせて検討していきたいというふうな考へております。

○阿具根登君 率直にお答へ願つておられますので、私もこれ以上追及はいたしませんし、十分気づいておられるので、これ以上言う必要はございませんけれども、私が心配しておりますようなことが起こらぬように、次年度は特に注意して、基金を設置するなり管理者をきめるなり、はつきりした制度を作つていただきたい、かように思います。

それから、これもよく議論されたところだと思つても、飲料水の供給についてはどういふようにお考へになつておりますか。あるいはひよつとするともう一段飛躍した考へ方になつて参りますが、もう閉山になつた山は買い上げた。そして山は買い上げたけれども、人は残つた。人が残る以上は家は残る。家は残つたが、水道料金は払つてくれない、電気料金は払つてくれない、電気屋が来て電気は切つた、水道はとまつた、こういう実例があるから、一体こういう点についてはどういふ考へをお持ちになつておるか、お伺いいたします。

○政府委員(中野正一君) 炭鉱がや

まつた場合の水道、飲料水の問題でございまして、これは相当最近深刻な問題になりつゝありまして、現在は坑外水道あるいは専用水道ともに、直接は厚生省の所管になるわけでありまして、国の補助が四分の一ということになつておりました。その国が、たとえば市町村に移管されたような場合に、非常に困つた事態が起こるといふようなことで、これは衆議院でも相当論議がございまして、附帯決議もついたのであります。この点については、国の予算措置をもう少し充実させるように、厚生省のほうも十分相談して参りたい、こういうふうに考へております。それから、炭住に残つた人に対する対策で、これもまことにお気の毒な状態になつていくわけでありまして、まず第一には、やはりいわゆる職業者対策というか、再就職対策というものを十分講じて、これが生活の安定をはからせるといふことを第一にやらなければならぬことだと思つております。ただ、しかし、炭住に残つておられて電気を切られたり、水道をとめられるというふうなことにつきましては、非常にお気の毒でございまして、これはもちろんその炭鉱が有資力の場合で、余裕がありますれば、これはもうちょっとそん

なひどいことをせず、従来そこで働いておつた人に対する対策でございまして、もう少し人情味のあるやり方をするように、われわれとしては、これは行政指導できると思つております。もうやめていって、どこへ行つたかわからぬというような場合に非常に困つた事態がありますので、この点も、先

て、何かいいひとつ対策を考へなければいかんのではないかと、これは関係省とよく相談して措置をとりたいと思つております。

○阿具根登君 御承知のことばかりですが、この水道施設を市町村に引き継ぐ場合、福岡だけ考へてみましても二億の財源を要するわけですね。そうしますと、その二五％、四分の一を国で持つてもらったのでは、これは市町村がやつていけないわけなんです。だから、これは厚生省所管でもございまして、元締めは大蔵省ですから、ひとつ通産省、厚生省と十分話し合つていただいて、そうして、少なくとも三分の二くらいは国でみてもらつて、ひとつ努力をしていただきたいと思つてます。

それから、これだけの法律案を作られるという事は、今度の終閉山が非常に大きな問題を市町村に残したもので、その対策として、何とか鉱害だけでもという考へがこの二つの法案に盛り込んでおられるのですが、水道だけに限らず、この鉱害賠償に関する地方公共団体の負担額というものは四〇％近くになると思つておるのです。全般的に、そうしますと、地方公共団体があまりいい顔をしない、財源が非常に足りない、こういうことで非常な陳情もきつておるようございまして、そういう結果になつてきておるのに、一応この犠牲者になつた方が少しでも喜ばれるように、農地が二十五万円が三十五万円に上がったとか、あるいはこういうことをするのだという事はわかりませんが、一番助かつたのは加害者です、結果から見れば加害者は助かつ

た。被害者はまだ満足じゃないけれども、被害者のためにやつたのだから、まあ早くやつてくれというこれは陳情の声にもなつておる。ところが、加害者の最たるものといへばしかられるかもわかりませんが、そうでなくて、最高の責任は国にあるわけですね。その国が半分にも満たぬものを補助して、そしてその他は市町村の君たちがやれよというのにはちょっと過ぎはせぬかと私は思つてます。もつと国が市町村の立場も考へてやらなければ、せつかく法律案を作つても、市町村がついていき切れない。たとえば失業対策でも同じことです。失業対策でもやつたけれども、市町村がついていき切れない。国がもつと持つてくれれば市町村は喜んでついてきます。ところが、やるものすべてについて国が四分の一なり三分の一なり、あるいは四分の三も持つことがありますが、失業対策等では持つことがありますが、しかも、その残るものすら持てないやうに市町村の財政というものは私に苦しいと思つておる。だから、せつかく法律案を作つても、実際軌道にはなかなか乗らないといううらみが非常にあります。その点もつと国が積極的に責任を負うというところ、ひとつ努力をしてもらいたい、かように思つてます。総括いたしましたので、大臣に、今まで私が質問いたしましたこの問題につきまして、大臣の御答弁をお願いいたします。ちよつと休憩にさせていただきます。

○國務大臣(福田一君) 先般来、阿具根委員からの御質問並びにこれに對して政府委員のほうからいろいろと御答弁を申し上げておつたのであります

た。被害者はまだ満足じゃないけれども、被害者のためにやつたのだから、まあ早くやつてくれというこれは陳情の声にもなつておる。ところが、加害者の最たるものといへばしかられるかもわかりませんが、そうでなくて、最高の責任は国にあるわけですね。その国が半分にも満たぬものを補助して、そしてその他は市町村の君たちがやれよというのにはちょっと過ぎはせぬかと私は思つてます。もつと国が市町村の立場も考へてやらなければ、せつかく法律案を作つても、市町村がついていき切れない。たとえば失業対策でも同じことです。失業対策でもやつたけれども、市町村がついていき切れない。国がもつと持つてくれれば市町村は喜んでついてきます。ところが、やるものすべてについて国が四分の一なり三分の一なり、あるいは四分の三も持つことがありますが、失業対策等では持つことがありますが、しかも、その残るものすら持てないやうに市町村の財政というものは私に苦しいと思つておる。だから、せつかく法律案を作つても、実際軌道にはなかなか乗らないといううらみが非常にあります。その点もつと国が積極的に責任を負うというところ、ひとつ努力をしてもらいたい、かように思つてます。総括いたしましたので、大臣に、今まで私が質問いたしましたこの問題につきまして、大臣の御答弁をお願いいたします。ちよつと休憩にさせていただきます。

た。被害者はまだ満足じゃないけれども、被害者のためにやつたのだから、まあ早くやつてくれというこれは陳情の声にもなつておる。ところが、加害者の最たるものといへばしかられるかもわかりませんが、そうでなくて、最高の責任は国にあるわけですね。その国が半分にも満たぬものを補助して、そしてその他は市町村の君たちがやれよというのにはちょっと過ぎはせぬかと私は思つてます。もつと国が市町村の立場も考へてやらなければ、せつかく法律案を作つても、市町村がついていき切れない。たとえば失業対策でも同じことです。失業対策でもやつたけれども、市町村がついていき切れない。国がもつと持つてくれれば市町村は喜んでついてきます。ところが、やるものすべてについて国が四分の一なり三分の一なり、あるいは四分の三も持つことがありますが、失業対策等では持つことがありますが、しかも、その残るものすら持てないやうに市町村の財政というものは私に苦しいと思つておる。だから、せつかく法律案を作つても、実際軌道にはなかなか乗らないといううらみが非常にあります。その点もつと国が積極的に責任を負うというところ、ひとつ努力をしてもらいたい、かように思つてます。総括いたしましたので、大臣に、今まで私が質問いたしましたこの問題につきまして、大臣の御答弁をお願いいたします。ちよつと休憩にさせていただきます。

た。被害者はまだ満足じゃないけれども、被害者のためにやつたのだから、まあ早くやつてくれというこれは陳情の声にもなつておる。ところが、加害者の最たるものといへばしかられるかもわかりませんが、そうでなくて、最高の責任は国にあるわけですね。その国が半分にも満たぬものを補助して、そしてその他は市町村の君たちがやれよというのにはちょっと過ぎはせぬかと私は思つてます。もつと国が市町村の立場も考へてやらなければ、せつかく法律案を作つても、市町村がついていき切れない。たとえば失業対策でも同じことです。失業対策でもやつたけれども、市町村がついていき切れない。国がもつと持つてくれれば市町村は喜んでついてきます。ところが、やるものすべてについて国が四分の一なり三分の一なり、あるいは四分の三も持つことがありますが、失業対策等では持つことがありますが、しかも、その残るものすら持てないやうに市町村の財政というものは私に苦しいと思つておる。だから、せつかく法律案を作つても、実際軌道にはなかなか乗らないといううらみが非常にあります。その点もつと国が積極的に責任を負うというところ、ひとつ努力をしてもらいたい、かように思つてます。総括いたしましたので、大臣に、今まで私が質問いたしましたこの問題につきまして、大臣の御答弁をお願いいたします。ちよつと休憩にさせていただきます。

が、私の承つておるところでは、ごもつともな御質問が多かつた。多くあつたというところ、そうじゃないものもあるかという言葉を云々されることはないとはいへませんが、ごもつともな御質問でございましたので、傾聴いたしておつたわけでありませう。御質問の御趣旨が今後とも十分生きていきますように、私たちとしては、今後とも大いに努力をして参りたい、かように考える次第でございます。

午後三時四十分休憩

午前四時一分開会

○委員長(堀末治君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。他に御発言もなければ、これにて両案に対する質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより両案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○阿具根登君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、二法案に対する賛成の討論をいたすものでございます。討論に先だちまして、附帯決議案を付して賛成したいと思います。

まず、附帯決議案を朗読いたします。
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、石炭鉱業合理化の進展に伴い、鉱害特無資力鉱害の激増が

懸念され、地域社会の不安が増大している現状にかんがみ、民生安定の見地から今後の鉱害処理対策の充実及び迅速化をはかることと、終閉山後のかんがい排水施設の維持管理並びに上水道の地元市町村への引継ぎについては市町村の過重負担とならないよう適切な措置を講ずるよう検討すべきである。

以上でございます。
なお、質問中に述べましたように、本法案が成立いたしましたも、市町村に対する過重負担、あるいは被害者に対する適切な措置が欠かれるおそれは多分にございます。しかし、合理化によりまして多数の終閉山が予定されておる地元の方々には、本法案の成立を非常に望んでおられます。陳情その他で、一日も早く法律案を通してもらいたいという非常な強い陳情も出ておりますので、質疑もまだ残っておりますが、実情を勘案いたしまして、早急に決議すべきだと、こういうことで賛成をするわけでございます。本附帯決議案が満場一致通過されましたらば、政府においても、十分その附帯決議案が生きるように、今後の措置を強く希望いたしまして賛成いたします。

○榎本孝弘君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、たゞいま提案になりました阿具根君の附帯決議案に対して賛成をし、なお、議題となりました二法案に賛成をいたします。

○宮文造君 私は、公明会を代表いたしましたして、たゞいま阿具根委員から提案になりましたこの本法案に対する附帯決議案に賛成し、この二法案にも賛成いたします。

○委員長(堀末治君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀末治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案全部を問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(堀末治君) 全会一致でございます。よって、本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(堀末治君) 全会一致でございます。よって、本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました阿具根君提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を議題といたします。

阿具根君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(堀末治君) 全会一致でございます。よって、阿具根君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条によりまして、議長に提出すべき報告書の作成につきましても、慣例によつて、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(堀末治君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

次に、たゞいま決定しました附帯決議につきましても、福田通産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣(福田一君) たゞいま臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に關して附帯決議がございましたが、鉱害処理につきましても、その解決にいろいろと困難な問題もございまして、政府としても、その対策に腐心するところでございますが、今後この附帯決議の趣旨を尊重して、鉱害処理対策の充実に努める所存でございます。

○委員長(堀末治君) 本日はこれをもって散会いたします。
午後四時七分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。
一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案(予備審査のための付託は三月二十七日)

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(同)

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十七日)

昭和三十八年六月四日印刷

昭和三十八年六月五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局